

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第6号

令和7年4月16日付けで専決された令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第219条第2項及び新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第17号）第15条第1項の規定に基づき告示する。

令和7年4月16日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



記

令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、次のとおり専決処分する。

令和7年4月16日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田達伸

令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,895千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ306,001,452千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2国庫支出金		103,132,122	53,895	103,186,017
	2国庫補助金	29,216,728	53,895	29,270,623
補正されなかった款項にかかる額		202,815,435		202,815,435
歳入合計		305,947,557	53,895	306,001,452

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,736,755	53,895	1,790,650
	1 総務管理費	1,736,755	53,895	1,790,650
補正されなかった款項にかかる額		304,210,802		304,210,802
歳出合計		305,947,557	53,895	306,001,452